

# 監查指導課



## X 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査業務を実施している。

### 1 指導監査業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園及び障害者支援施設）の運営管理、入居者処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

### 2 習志野健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 習志野健康福祉センター管内（習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市）
- (2) 市川健康福祉センター管内（市川市、浦安市）
- (3) 政令市保健所（千葉市）及び中核市保健所管内（船橋市）について
  - ① 千葉市内の法人・施設
    - ・他都道府県にも施設を有し、かつ主たる事務所が千葉市内にある法人に対する指導監査を当センターが担当する。
    - ・千葉市内に所在する施設のうち、千葉県が設置する以下に掲げる施設の指導監査を当センターが担当する。  
：保育所、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等
    - ・千葉市内のこれら以外の法人及び施設等は、千葉市が所管する。
  - ② 船橋市内の法人・施設
    - ・運営する施設が船橋市以外にも所在する法人に対する指導監査を当センターが担当する。
    - ・ i 船橋市等が設置する施設並びに ii 母子生活支援施設及び iii 保育所を除く児童福祉施設に対する指導監査を当センターが担当する。

### 3 指導監査等の実施状況等

- (1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

平成 30 年度の監査等の実施数は 924、前年度比約 2.3%減である。
- (2) 主な指摘事項

平成 30 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

  - ・<社会福祉法人等>理事長等による理事会への職務執行状況未報告、評議員会の開

催要件の不備等があった。会計管理としては、経理規程の未整備又は実態との遊離等があった。

・<社会福祉施設等>就業規則、管理規定が不備又は実態と遊離、事故・虐待・身体拘束・感染症防止等の取組が不十分又は不適切等があった。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別	区分	平成30年度						
		法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、 実地 監査・ 指導	実施率 (%) D/B	
社会福祉法人等	社会福祉法人	26	26	100.0	27	(27)	103.8	
	1 社会福祉協議会	0	0	-	0	(0)	-	
	2 施設を経営するもの	26	26	100.0	27	(27)	103.8	
	第一種経営	16	16	100.0	16	(16)	100.0	
	第二種経営	10	10	100.0	11	(11)	110.0	
	3 施設を経営しないもの	0	0	-	0	(0)	-	
	児童福祉行政（市町村）	5	5	100.0	5	(5)	100.0	
	計	31	31	100.0	32	(32)	103.2	
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）	80	80	100.0	79	(79)	98.8	
	1 保護施設	0	0	-	0	(0)	-	
	2 老人福祉施設	71	71	100.0	70	(70)	98.6	
	3 児童福祉施設	5	5	100.0	5	(5)	100.0	
	内 訳	障害児入所施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		児童自立支援施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		乳児院	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		児童養護施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		母子生活支援施設	1	1	100.0	1	(1)	100.0
		児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）	0	0	-	0	(0)	-
	4 婦人保護施設	0	0	-	0	(0)	-	
	5 障害者支援施設	4	4	100.0	4	(4)	100.0	
	社会福祉施設（第二種）	2,098	849	40.5	813	(730)	95.8	
	1 保育所	192	192	100.0	192	(112)	100.0	
	2 幼保連携型認定こども園	8	8	100.0	8	(5)	100.0	
	3 認可外保育施設	73	73	100.0	67	(67)	91.8	
	4 有料老人ホーム	99	60	60.6	58	(58)	96.7	
	5 介護保険指定事業所	958	210	21.9	195	(195)	92.9	
	6 指定障害福祉サービス事業所	501	192	38.3	182	(182)	94.8	
	7 指定障害児通所支援事業所	223	89	39.9	85	(85)	95.5	
8 指定児童発達支援センター	12	12	100.0	13	(13)	108.3		
9 指定一般相談支援事業所	32	13	40.6	13	(13)	100.0		
計	2,178	929	42.7	892	(809)	96.0		
合計（法人+施設）	2,209	960	43.5	924	(841)	96.3		

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。

年度末に各保健所の監査指導課で作成する社会福祉法人等の指導監査実施状況の数字を転記する。（A及びBの数字は年度当初の年間実施計画で作成している）